

新型コロナウイルス感染症対策本部（第19回）

議事概要

1 日時

令和2年3月10日（火）17時20分～17時44分

2 場所

官邸4階大会議室

3 出席者

内閣総理大臣 安倍 晋三

副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣 麻生 太郎

総務大臣，内閣府特命担当大臣 高市 早苗

法務大臣 森 まさこ

外務大臣 茂木 敏充

文部科学大臣 萩生田 光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣，内閣府特命担当大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣，内閣府特命担当大臣 小泉 進次郎

防衛大臣 河野 太郎

内閣官房長官 菅 義偉

復興大臣 田中 和徳

国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣 武田 良太

内閣府特命担当大臣 衛藤 晟一

内閣府特命担当大臣 竹本 直一

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 北村 誠吾

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、内閣府特命担当大臣 橋本 聖子

財務副大臣 藤川 政人

国土交通副大臣 青木 一彦

警察庁長官 松本光弘

内閣官房副長官 西村 明宏

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣法制局長官 近藤 正春

内閣総理大臣補佐官 木原 稔

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣総理大臣補佐官 長谷川 榮一

内閣危機管理監 沖田 芳樹
国家安全保障局長 北村 滋
内閣官房副長官補 古谷 一之
内閣官房副長官補 前田 哲
内閣情報官 瀧澤 裕昭

4 議事概要

【厚生労働大臣】

国内の発生状況は、PCR検査陽性者が513名で、そのうち102名の方が既に退院をしております。最近の新規陽性例は26名ですけれども、このうち、濃厚接触者や既存のクラスターからの感染が確認できないものは3件、最近は半分以下となっていて、この数を減らしていく、要するに見えないものを減らしていくことが、クラスターの連鎖につながるリスクを下げていくことにつながります。

それから、昨日の専門家会議での見解をご紹介します。2月24日、1～2週間が急激な感染拡大に進むかの重要な時期と言われてから2週間経ちました。現時点では、「急激なペースで感染者が増加している諸外国と比べて、感染者数の増加のスピードを抑えることにつながって」おり、また、「本日時点での日本の状況は、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえているのではないか」、という見解が示されております。

それから、7ページに記載のとおり、「北海道での対策については、北海道の緊急事態宣言から少なくとも約2週間後からでなければその効果を推定することが困難」であり、「その後、複数の科学的な資料を用いて、約1週間程度かけて、この対策の効果を判断し、3月19日頃を目処に公表する予定」とされています。したがって、すべての感染状況が見えているわけではないため、依然として警戒を緩めることはできません。

さらに、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集、③近距離での会話や発声、この3つの条件が同時に重なった場、ということであり、これら3つの条件ができるだけ同時に揃う場所や場面を予測し、避ける行動をとっていただきたい、という見解が示されております。

緊急対策については、厚労省としては、これまでの雇用調整助成金の特例措置の拡大、放課後児童クラブに対する追加的な支援等のほか、新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関における人工呼吸器等の設備整備の補助、医療用マスク1,500万枚の確保と、自治体を經由した医療機関への優先配布及び布製マスク200万枚の一括購入、介護施設、障害者施設、保育所、学童保育の現場への配布といった総合的なマスク対策、学校の臨時休業に対応する正規・非正規を問わない新たな助成金の創設に加え、業務委託契約等に基づき個人で就業する予定であった方など一定の要件を満たす方への支援や個人向け緊急小口資金等の特例措置といった施策を盛り込んでいくところです。

【国家安全保障局長】

これまで、感染拡大地域からの人の流入を防ぐため、中国、韓国及びイランの一部地域に滞在歴のある外国人については、閣議了解により、入管法第5条1項14号の規定に基づく上陸拒否対象者としてまいりました。その後、イランの別の8つの州において、1万人当たりの感染者数が0.9人から7人に上るなど、感染は拡大しています。また、欧州各国でも感染は拡大しており、イタリアではロンバルディア州をはじめとする5つの州で1万人当たりの感染者数が0.8人から4人に及んでいるほか、サンマリノでは1万人当たりの感染者数が11人を超えるなど、これらの国・地域からの人の流入が危機的な状況となってきております。そこで、1万人当たりの感染者数が0.8人から16人に及んでいるイラン及びイタリアの一部州並びにサンマリノの全域につきまして、入管法に基づく上陸拒否対象地域といたします。資料2の2ページで下線をつけた国・地域が、今回新たに追加するものです。

なお、中国以外の国・地域を規制する場合であっても、今後より機動的な水際対策を講ずるとの観点から、閣議了解文では個別の国名を記載せず、「国又は地域の州、その他これに準ずる行政区画」において、「感染者が多数に上っている状況等があり」、「緊急性が高い場合には」、上陸拒否の対象とする旨、包括的な書きぶりとしております。これに基づき、今後上陸拒否の対象となる国・地域をさらに追加する必要がある場合には、国家安全保障会議緊急事態大臣会合での決定を経て、本対策本部においてそれらの国名等を報告し、公表することといたします。

本入国管理方針につきましては、本日の対策本部の終了後、持ち回りにて国家安全保障会議緊急事態大臣会合を開催の上、同じく持ち回りにて閣議了解を頂き、明日3月11日0時から運用を開始したいと考えております。

【法務大臣】

法務省としては、これまで、閣議了解等に基づき、中華人民共和国、大韓民国及びイラン・イスラム共和国の一部地域における滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り、上陸を拒否してまいりました。本日の政府対策本部における報告を踏まえ、新たに、イラン・イスラム共和国のアルボルズ州など御報告のあった全ての州、イタリア共和国のヴェネト州など御報告のあった全ての州、サンマリノ共和国の全ての地域、に近時滞在歴のある外国人についても、特段の事情のない限り、上陸拒否することといたします。今般の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策等を踏まえ、引き続き、関係機関と連携しつつ、適正かつ厳格な上陸審査を行い、水際対策に万全を期する所存です。

また、地方公共団体が在留外国人等に対して多言語で適切かつ迅速な情報提供を行えるよう、支援の拡充を行うとともに、在留外国人からの在留諸申請についても、柔軟な対応を取ってまいります。

【国家公安委員会委員長】

警察の取組のうち、運転免許証の関係について御報告いたします。新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の更新手続が困難な方については、更新期限までに警

察署等に申し出ていただくことで、引き続きの運転が可能となるよう措置いたします。引き続き、様々な事態を想定し、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期してまいります。

【総務大臣】

総務省では、新型コロナウイルス感染症対策のため、都道府県、政令指定都市、総務省との間での連絡会議や、3月5日の政府と地方6団体との意見交換などを含む政府の具体的な施策展開について地方公共団体に情報提供するとともに、地方公共団体にフィードバックしております。

今回の対応策では、これらの要望について関係省庁がご検討いただいた結果を、可能な限り具体化していただいたものと認識しております。関連する地方負担については、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように、適切に財政措置をしてまいります。

【外務大臣】

グローバルな人の往来が経済活動を支える現在では、国際社会全体としての感染症対策が急務であり、ひいてはそれが我が国にとっての感染拡大の防止となります。今般、WHO、UNICEF等に対して、約150億円を拠出し、急速に感染者が増加するイラン及び周辺途上国において、感染拡大防止・予防のための医療従事者等への技術支援や、物資支援等を実施することとしました。これに加えて、対外的な情報発信の充実、査証制限により水際対策の強化、感染症危険情報発出等の適時適切な情報発信・注意喚起に引き続き全力で取り組んでまいります。

【農林水産大臣】

休校に伴い、牛乳・野菜などの学校給食食材が他大なる影響を受けております。その取引形態は様々であるなか、その影響に対する支援を行う必要があります。支援にあたっては、文部科学省と協力してまいります。需要が著しく減退している花卉については、3月6日から「花いっぱいプロジェクト」を実施しております。今週末にはホワイトデーがありますので、よくPRを行い消費拡大に努めます。各省庁でもご協力いただければ大変ありがたいです。よろしく申し上げます。

【経済産業大臣】

イベント自粛や、学校一斉休業などの影響による経済の低下を乗り越え、事態の収束に向けた成長軌道にのせていくため、中小・小規模事業者を中心に総額1.6兆円規模の金融措置により徹底的に支援します。まず、第一弾で措置した5,000億円規模の支援策に加え、新たに特別貸付制度を創設するなど、事業者の資金繰りを徹底的に支えるため、1.1兆円規模の貸付、保証額を確保します。その中で特に、フリーランスを含む個人事業主や、売り上げが減少する事業者に対しては、信用力や担保にかかわらず、実質無利子化いたします。これらの措置については、第一弾の緊急対応策に遡

って適用いたします。また、セーフティネット保障4号、5号とは、さらに別枠で融資額の100%を保証する引き上げ保証を創設後初めて発動します。

さらに、中堅・大企業についても、資金繰りや生産拠点の国内回帰を支援するなど、多面的・複層的な金融措置を講じることで、国内経済をしっかりと支えていきます。

また、マスクの品薄状態が継続していることを踏まえ、厚生労働省・消費者庁とともに需給両面から対策に取り組んでいるところです。今回マスクの生産設備導入補助を拡充し、更なる増産を目指します。

【国土交通大臣】

3月5日に決定された今般の水際対策の強化は、インバウンド観光の観点から申し上げれば、訪日外国人旅行者数で第1位、第2位、第4位であった中国、韓国、香港からの旅行者が当分の間、事実上途絶えることとなります。新型コロナウイルス感染症の発生により、既に大変厳しい状況に置かれている観光関連産業ですが、こうした影響が一部の地域にとどまらず、全国的な規模で影響を及ぼすことは避けられません。今般の緊急対策には、民間金融機関への働きかけを含め、かなり思い切った資金繰り対策や、雇用対策を盛り込んでいただいたところであり、まずはこれらが観光関連産業において広く活用されるよう、制度の周知徹底と、活用促進にプッシュ型で、全力で取り組んでまいります。さらに、国土交通省といたしましても、予備費を活用し、きたるべき反転攻勢に備えるための観光資源の磨き上げや、外国人受入環境整備等、強力に推進してまいります。

加えて、今回新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、中小企業が多い国土交通省所管業界全体にも及んでいることから、観光関連産業以外につきましても、その影響を注視していきたいと考えております。事態の終息後には、人の流れを回復するため、観光需要の喚起を含めた官民一丸となったキャンペーンを実施すべく、関係省庁と連携して検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【財務大臣】

今回の緊急対策の策定にあたっては、先般の総理のご指示を踏まえて、「国内の感染拡大を防止するため、万全の対応を行い、流行の早期収束を目指す。」、「学校の臨時休業に伴います課題に対しましては、政府として責任を持って対応する。」、「強力な雇用対策と資金繰り対策によって、雇用の維持と事業の継続に全力をあげる。」、こう言った考え方に立ってとりまとめを行ってきたところですが、今年度予算の着実な執行と予備費の最大限の活用により、緊急対応策第二弾として、4,308億円の財政措置を講ずるとともに、資金繰り対策等に万全を期すため、特別貸付制度を創設し、実質的に無利子・無担保の資金繰り支援を講ずるなど、総額1.6兆円の金融措置を講ずることといたしております。

この会議の後の持ち回り閣議で、予備費の使用決定をお願いし、第二弾で合計2,715億円、一般会計で2,295億円、特別会計で420億円、の予備費を使用することといたしておりますが、今後これらの財政・金融措置が速やかに実行されることにより、感

染拡大の防止と、雇用や事業の継続にしっかり取り組んで行く必要があると考えております。

【内閣官房長官】

それでは、緊急対応策第二弾について、了承ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

【西村国務大臣】

本日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正案が閣議決定を経まして、国会に提出されました。各大臣におかれましては、法案の早期成立に向け、改めてご協力よろしく申し上げます。

【北村国務大臣】

今般の新型コロナウイルス対策に係る事態は、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項となり得るものであり、その教訓が将来に生かされるものとして、今朝の閣議で了解を得て、行政文書の管理に関するガイドラインに規定する「歴史的緊急事態」に該当することといたしました。関係閣僚におかれましては、今般の事態に対応する会議等の記録はもちろんのこと、その他の対応の経緯等についても、ガイドラインを踏まえて適切に文書が作成・保存されるよう、所属の職員への指導の徹底をお願い申し上げます。

また、今般の事態への対応の経緯や教訓を残していくための、具体的な留意点につきましては、後刻速やかに、内閣府の公文書管理担当から各省庁に対しまして通知を発出いたしますので、これも踏まえての適切なご対応をお願い申し上げます。

【内閣総理大臣】

1、2週間が、急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際とされた新型コロナウイルス感染症の現状について、昨日の専門家会議では、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえているものの、同時に依然として警戒を緩めることはできないとの見解が、新たに示されました。また、3月19日頃を目途に、これまでの対策の効果について判断が示される予定です。引き続き、国内の急速な感染拡大を回避するために、極めて重要な時期にあります。

政府としては、先般決定された基本方針において、イベントの開催の必要性について主催者等に検討をお願いし、またそれを踏まえて、全国規模のイベントについては中止、延期、規模縮小等の対応を要請したところですが、専門家会議の判断が示されるまでの間、今後概ね10日間程度はこれまでの取組を継続いただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、専門家会議においては、換気が悪く、多くの人が密集し、近距離での会話や発声が行われた、という3つが同時に重なった場で、より多くの人が感染していたとの知見も示されております。国民の皆様におかれましては、こうした場所や場面をできるだけ避けていただくよう、お願いいたします。

国内の健康被害を最小限に抑え、流行の早期収束を目指すとともに、経済への影響については、雇用の維持と事業者の方々の事業継続を当面最優先に全力を挙げて取り組まなければなりません。そうした考え方の下、今日、第2弾の緊急対応策を取りまとめました。まず、感染拡大防止策と医療提供体制の整備については、需給両面からの総合的なマスク対策の実行、PCR検査の検査能力の更なる拡大、ワクチンや簡易検査キットの開発など、様々な分野での対応を加速させます。

また、今回の臨時休校要請によって職場を休まざるを得なくなった保護者の皆さんへ、正規・非正規を問わず、新たに助成を行い、更に個人で業務委託契約等で仕事をされている場合にも支援を広げます。感染拡大によって休職や休業に直面し、生活に困難を生じている方については、返済免除要件付きの個人向け緊急小口資金の特例を創設し、生活立て直しを支援します。事業活動が縮小する中であっても、国民生活にとって最も大切な雇用を守るため、雇用調整助成金制度を大幅に拡充します。

そして、大変厳しい状況に置かれている全国の中小・小規模事業者の皆さんに、しっかりと事業を継続していただけるよう、個人事業主を含め、実質無利子・無担保の融資を行うなど、総額1.6兆円規模の強力な資金繰り支援を行います。あわせて、サプライチェーンの確保も支援してまいります。

これらの施策の実施のため、今年度予算の予備費2,700億円の活用などにより、総額4,300億円の財政措置を、本日、講じます。1.6兆円の金融措置とともに、閣僚各位にあっては、直ちにこれらの対策を実行に移してください。

また、海外における感染拡大を踏まえ、今後、中国以外の国・地域を入管法に基づく入国拒否の対象地域に指定する場合であっても、本対策本部において報告の上、公表することにより、機動的な水際対策を講じていくことといたします。その上で、今回は、感染者数の拡大を総合的に判断し、イラン及びイタリアの一部の州並びにサンマリノの全域について、入国拒否の対象地域に追加いたします。今後、手続きを進め、明日3月11日午前0時から効力を発生させるものとします。

引き続き、国民の健康と生活の安定を守るため、これまでの施策を着実に実行するとともに、日々変化する情勢の先を見据え、必要な対策を躊躇なく講じてまいります。

以 上